

令和 8 年度 大津市立瀬田東小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、大津市立瀬田東小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、大津市立瀬田東小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
- 2 「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・
 - (1) 役割
 - (2) 構成員
 - (3) 関係する校内委員会等との連携
 - (4) いじめ事案対応フロー図
- 3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・
 - (1) 基本方針、年間計画の見直し
 - (2) 基本方針、年間計画の公開・説明
- 4 いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・
- 5 その他（資料等）・・・・・・・・・・

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、「つながり」を意識し、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取り組みを進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取り組みを進めます。

ついで、上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを進めます。

① 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・ 児童会が主体となり、いじめ防止啓発における掲示物やスローガンを作成する。 ・ 児童会が挨拶運動を行う「笑顔満開デー」を定期的実施する。

35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・学級ごとにいじめ防止啓発のポスターや標語を作成する。（人権週間） ・東小の校訓（挨拶・掃除・聴く）を通して、人とのつながりを育てることをねらいとした月ごとの生活目標を提示し、それに向けて学級や児童個人で目標を設定し、振り返りを行う。
----	----------------------------	--

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	・ 5、6年生を対象に、弁護士によるいじめ問題や人権教育等にかかる出前授業を実施する。 ・ いろいろな人と関わる、話し合うという機会を授業場面に限らず、様々な場面で対話を意図的に創出することで、「ことばの力」を育てる。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	・ 高学年向けに通信事業者による情報モラル教育に関する出前授業を行う。 ・ 情報教育年間計画に基づき、教科や道徳の時間に情報モラル教育に関する授業を定期的に行う。 ・ 長期休業前には必ず情報モラル教育に関する指導を行う。
38	相談することの大切さに関する啓発	・ 各種相談窓口の広報啓発品配布の際には、悩んだときには人に話すことの重要性を伝える。 ・ 担任だけでなく、学年の教員・教務・養護教諭などが普段から積極的に児童と関わりを持ち、悩みを相談しやすい環境をつくる。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	・ 「生命尊重」や「友だち・友情」に関わる内容に取り組む。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	・ 12月に校内人権週間を設定し、作文・標語・絵画に取り組む。 ・ 年間に1回は、各学年で障害児・者理解に関する学習を取り入れる。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	・ 授業の中で「聴く」ことを徹底し、傾聴する姿勢から相手への思いやりの態度を育てる。 ・ 学級活動の時間に月に1回以上は学級会を行い、自治的な話し合いや活動を通して児童の自己肯定感・自己有用感を育てる。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・ 年間を通じて30名程度のたてわりで異学年グループを作り、遊びを通して交流を図る。 ・ 5年生と5歳児との保幼小交流を定期的実施する。

③ 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・ 学校ホームページ上で本校のいじめ防止基本方針の説明と取組について掲載し、周知する。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・ 職員組織表を保護者や地域に配布し、子ども支援コーディネーターの役割を知らせる。 ・ 学校だよりや tetoru 等を活用し、子ども支援コーディネーターへの相談方法や対応内容について周知を図る。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	・ 校内職員対象にいじめ対策に関する内容の研修を実施する。 ・ いじめ防止に関連した職員向けのメッセージを校内回覧板にアップする。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・ 事案対応は、初期対応時から担任だけでなく、学年の教員や教務など複数の体制で行い、対応前後に情報の共有をする。 ・ 毎週のいじめ防止対策委員会でいじめにつながりそうな事案がないか、学年内で情報交換の場を持つ。

④ その他（学校独自の取組）

取組目標
・ 発生したいじめ事案を校支援システム上で閲覧できるようにし、対応力を学ぶ機会を保障する。

* 学校いじめ防止基本方針は、「天津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で打ち合わせや運営委員会、部会などを通じて定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかと疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・学期に1回ずつ生活振り返りアンケートを実施し、項目にいじめに関する質問を入れ、面談時に聞き取る。 ・学級、学年の状況によっては、不定期にアンケートを実施する。 ・アンケート実施後は複数の教員でチェックをする。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・学期に1回ずつ生活振り返りアンケートを実施し、担任と必ず面談をする時間を持つ。 ・SCによる教室巡回や教育相談を実施する。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・登下校時に昇降口や校門付近での見守り活動を行う。 ・学期初めや行事が終わったあとなどは、特にできる限り教務が教室巡回を行う。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・必要に応じて、電話連絡、家庭訪問、学校での懇談をし、情報交換や共有、連携を行う。
60	「こころの健康観察」の実施	・こころの健康観察を毎朝行うことで今日の気持ちの変化や状況から積極的支援に繋ぐ。

② いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・事案が発生した際は学年の教員で情報を共有し、即時に子ども支援コーディネーター（もしくは教務）、管理職に報告し、対策を立てて組織的に対応する。
52	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	・いじめの疑い事案を把握した際には、翌授業日中には教育委員会へ速報を行う。

53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・ 週ごとの児童の様子を学年ごとにまとめた情報を校内職員で回覧する。 ・ 保幼小中連絡会の際にいじめに関する情報交換・共有をする。事案発生時は必要に応じて連携をとり、情報交換・共有を行う。
----	-----------------------	---

③ その他（学校独自の取組）

取組目標
・ 高学年を中心に教科担任制を取り入れることで、複数の教員の視点から学級内を観察する。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・ 事案が発生した時は、知った教員がすぐに子ども支援コーディネーター、もしくは教務、管理職に報告をし、対応策を検討する。また、対策委員会を開き、事案の把握と今後の対応を検討する。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	・ 聞き取り後は、加被害児童ともに声かけ、見守りを継続する。 ・ 加被害児童保護者には、しばらくの間は学校での様子を定期的に伝えていく。 ・ 事案によっては SSW、SC と連携して事案の背景を整理して対応にあたる。
56	インターネット上のいじめへの対応	・ 家庭でのネットの利用状況を把握した上で、指導をする。その後、家庭と連携をとりながら利用状況の見守りをしていく。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聞き取りによる適切な調査の実施	・ 対象クラスに生活振り返りアンケートをとり、面談をする。 ・ 事案が認められた場合は、定期的にアンケートを実施し、児童の心理状況を把握したうえでの対応策を検討する。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・ いじめ事案に関する情報が記載された文書については、公文書として適切な管理及び保存（5年保存）を徹底する。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・ 必要に応じて、電話連絡、家庭訪問、学校での懇談をし、事案の経緯説明、指導内容、今後の対応について説明する。

② その他（学校独自の取組）

取組目標
・ 児童への聞き取りや指導は、できる限り複数の教員で対応をする。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

（1）役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う

- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

(2) 構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、生徒指導推進、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

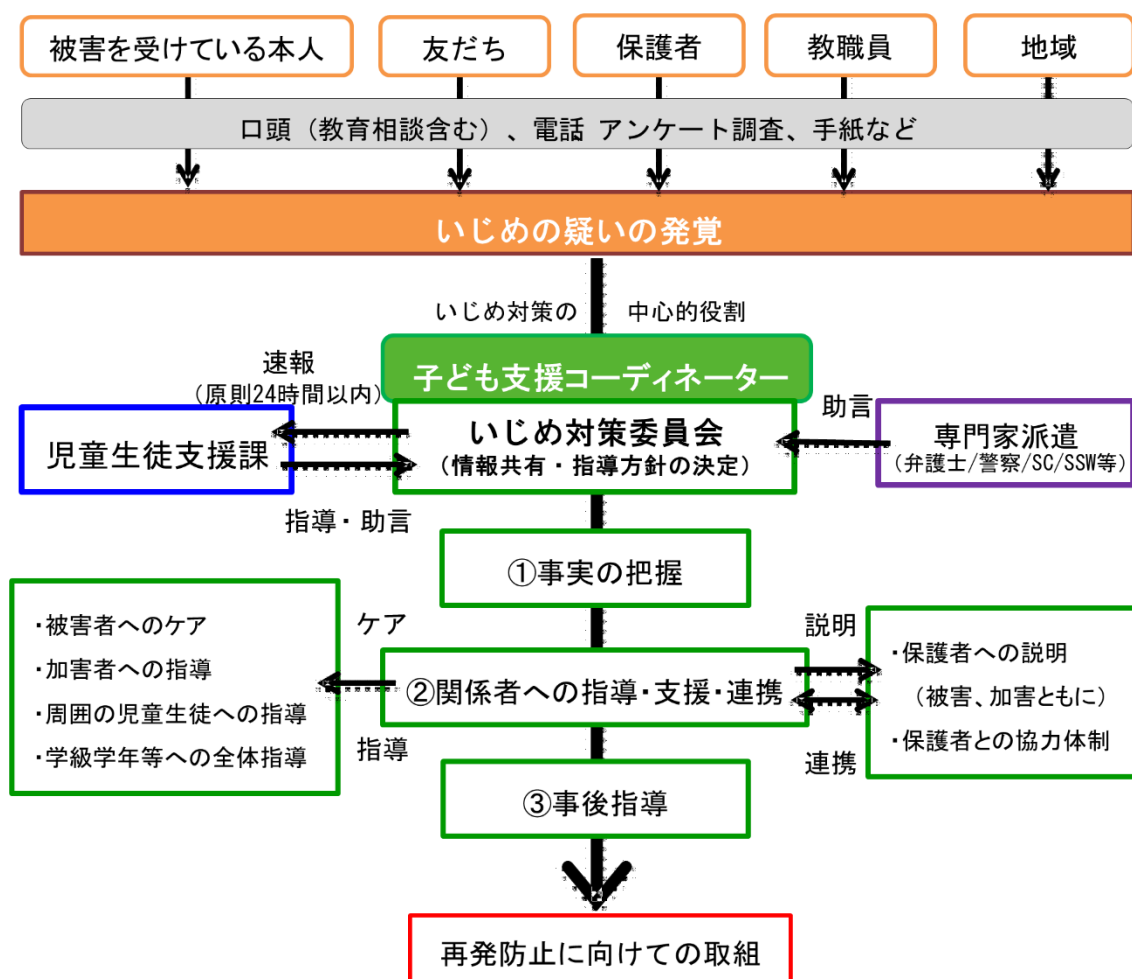
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



- (2) 学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、主幹教諭、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者としします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備 考
4	学級開き・児童の引き継ぎ (①・②) 職員会議〈児童生徒理解〉 (①・②・③) SCによる教室巡回、教育相談 (①・②) 保護者との個別懇談 (②・④)	・いじめ防止基本方針の周知
5	生活振り返りアンケートの実施 (②) SCによる教室巡回、教育相談 (①・②)	
6	いじめ防止啓発月間 (①・④) アンケート後の教育相談 (②・③) SCによる教室巡回、教育相談 (①・②) 学校協力者会議 (④) 情報モラル教育に関する出前授業 (①)	・児童会を中心にした取組の実施
7	SCによる教室巡回、教育相談 (①・②) 民生委員・児童委員との懇談会 (①・②・③・④) 弁護士等によるいじめに関する出前授業 (5年:①②・③)	
8	いじめ問題に関する校内研修会 (①・②・③・④)	
9	夏休み明けの児童の見とり (①・②・④) SCによる教室巡回、教育相談 (①・②)	
10	いじめ防止啓発月間 (①・④) SCによる教室巡回、教育相談 (①・②)	・児童会を中心にした取組の実施
11	生活振り返りアンケートの実施 (②) アンケート後の教育相談 (②・③) SCによる教室巡回、教育相談 (①・②) 学校協力者会議 (④)	
12	人権週間の取組 (①・②・③) SCによる教室巡回、教育相談 (①・②)	校内に展示
1	冬休み明けの児童の見とり (①・②・④) SCによる教室巡回、教育相談 (①・②) 生活振り返りアンケートの実施 (②)	
2	アンケート後の教育相談 (②・③) SCによる教室巡回、教育相談 (①・②) 学校協力者会議 (④)	
3	児童の引き継ぎ準備 (①・②・③・④) 保幼中との校種間連携 (①・②・③・④) SCによる教室巡回、教育相談 (①・②)	

年間 を通 じて	朝のあいさつ運動・笑顔満開デー（①・②） 登下校指導（①・②） 下駄箱チェック（①・②） いじめ対策委員会（①・②・③） 管理職、生徒指導主任、教育相談担当教員、教務による全 校巡回指導（①・②・③・④） 命に関する道徳授業の実践（①・②・③・④） 人権や進路選択にかかる出前授業（6年：①）	
----------------	---	--

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

5. その他（資料等）

学校教育目標

心身ともにたくましく ひととの交わりを大切にし
新しいものを創り出そうとする子どもの育成

瀬田東小の校訓

- 心を込めてあいさつします
- 額に汗して黙々とそうじをします
- 目と心と耳で聴きます